

第9回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和5年9月28日

出席者	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文
議事録署名人	7番 富井 保徳 委員 8番 柳田 隆喜 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和5年第9回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>〈挨拶〉</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和5年第9回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。7番富井保徳委員、8番柳田隆喜委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和5年9月28日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和5年9月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図になります。受付番号は82番から86番までの5
件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は82番です。申請人の譲受人は、美郷町
南郷水清谷の61歳の方。譲渡人が、宮崎市の70歳の方です。両名はイトコにな
ります。申請地は、南郷水清谷字樋ノ元、田1筆、111㎡であります。申請理由
は、贈与による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請
書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ4,148㎡。家畜はあり
ません。家族総数3名の労力1名となっております。本件は、譲渡人の兄弟がす
べて宮崎市におり、農地の管理ができないため、イトコである譲受人に贈与す
ることになったと聞いております。5ページが地籍集成図になりますが、申請地の
隣接地が譲受人の田になるため、あわせて耕作するという事です。本案件は、
農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

14番、藤田です。ただ今事務局が説明したとおりです。譲受人は神門の方で自
動車整備工をしており、息子も帰ってきて会社の手伝いをしているそうです。譲
渡人は譲受人とイトコであり、宮崎市内で法律関係の仕事をしております。高齢
であり、水清谷地区に帰ってくる予定もないとのことで、贈与することにしたそ
うです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号82番について、質疑のある
方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号82番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございました。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号83番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は83番です。申請人の譲受人が、美郷町
西郷田代の58歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の79歳の方です。申請地は、
西郷田代字柿ノ迫、田1筆、247㎡であります。こちらは家を購入した際に、つ
いてきた農地だと聞いております。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計
画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営

ですが、自作地のみ 1,067 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名になっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11 番、黒木です。ただ今事務局から説明があったとおりです。役場の裏手にある家ですが、昨年度譲渡人が購入しました。それを譲受人に転売した際に、家のすぐ横の田について、贈与という形で所有権移転したいということでした。何も問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 83 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 83 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 84 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 84 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 48 歳の方。譲渡人が、日向市の 74 歳の方です。両名は叔父と甥の関係になります。申請地は、北郷宇納間字平山他、田畑 8 筆、5,518 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稲と野菜となります。譲渡人は体が不自由であり、数年前から譲受人が耕作していたようです。譲渡人がまだ判断がつくうちに譲りたいということで、今回の申請となりました。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、農地の所有はありません。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙志
委員

10 番、黒木です。事務局の説明のとおりです。譲渡人は 10 年以上前に体が不自由になり、自身で田畑の管理ができない状態になっています。また娘さんが 2 人いますが、結婚し県外に住んでいるため、妹の子供である譲受人に贈与することになったようです。譲受人は現在建設業に務めており、また農機具等も所有し

ていないため、今すぐ自身ですべてを管理するのは困難ですが、将来は自分でやっていきたいということでした。問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 84 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 84 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 85 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 85 番です。説明に入る前に資料の一部訂正をお願いします。譲受人の経営の家族総数ですが、1 名を 5 名に訂正をお願いします。

それでは説明にはいります。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 32 歳の方。譲渡人は、東京都の 74 歳の方です。譲受人は昨年宮崎市から移住してこられました。現在入下地区で店を営んでいます、その店が譲渡人の所有するもので、そちらを購入する際に同時に譲り受ける形で話があったようです。申請地は、北郷入下字堂ノ越、田畑 3 筆、1,219 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、水稲と野菜になっています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、現在作付地はありません。家畜もありません。家族総数 5 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考へます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。譲渡人は、かつて北郷村に嫁いでこられましたが、旦那さんや身内の方が亡くなってしまったため、故郷の東京に帰っていかれました。しかし農地だけが譲渡人の名義で残っており、本人はもう必要ないため、家屋敷含めて無償で譲るといふことで、譲受人と話がまとまったようです。譲受人の父親が農業に興味があり、譲受人の経営する食堂で地産地消のものを食べさせたいといふことでした。I ターン者ですが一生懸命やっておりますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 85 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 85 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 86 番の説明をお願いします。

事務局長

12 ページをお開きください。受付番号は 86 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 62 歳の方。譲渡人が、大阪府の 65 歳の方です。申請地は、西郷田代字谷川、田 1 筆、1,034 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻になります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 4,408 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。本案件は令和 2 年 4 月 1 日が始期で、すでに契約されていたものです。後ほど報告いたしますが、合意解約が提出されております。対価の単価の変更をしたいということでこのような申請になりました。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

小野委員

6 番、小野です。譲受人に聞いたところ、油の高騰できつくなってきたので、反当りの単価の見直しをしたいという話でした。今までも耕作しており、単価を引き下げて継続して作っていきたいということですので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 86 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 86 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 29 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 29 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求めます。令和 5 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 87 番と 88 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 87 番です。受付月日は、令和 5 年 9 月 9 日になります。申請人は、美郷町北郷宇納間の 64 歳の方です。申請地は、北郷黒木字下モノ前他、田畑 10 筆、現況地目は山林と原野、7,903 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査月日は、令和 5 年 9 月 9 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。17 ページが地籍集成図、18 ～ 21 ページが現況写真になります。本農地は農業公共投資の対象ではなく、農振農用地でも優良農地でもありません。面積は大きくなりますが、地区一帯の周りに耕作されている農地もないことから、非農地の取り扱いをしても問題はないと判断しました。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。ただ今説明があったように、非常に広い範囲になりますが、国道 388 から少し入りこんだ谷沿いにある農地です。かつてはこの集落に 7・8 戸の農家がありましたが、現在は 1 軒も人が住んでいません。誰も住まなくなると 20 年以上になります。相続したが周りに人はおらず、谷沿いの日当たりの悪い農地がほとんどで、長い間耕作していなかったため、今回非農地扱いにしてほしいということでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 87 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 87 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、受付番号 88 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>22 ページをお開きください。受付番号は 88 番です。受付月日が、令和 5 年 9 月 9 日です。申請人が、神戸市の方になります。申請地は、北郷黒木字下モノ前他、田 4 筆、現況地目は原野と山林、3,858 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査月日は、令和 5 年 9 月 9 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっています。23 ページが地籍集成図、24・25 ページが現況写真になります。先程の案件と同じ内容であります。一体的に耕作されていない農地で、周辺も山林に囲まれ日当たりも悪いことから、非農地扱いしても問題ないと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
柳田委員	<p>8 番、柳田です。本件も先程の 87 番と同じ谷沿いの集落にある農地で、長い年数誰も住んでいないので荒れ放題になっていました。申請人の農地だけは、時々帰ってきて草刈り等の管理はしていたそうです。しかしもう帰って来ることができないため、農地としての管理は不可能な状態ですので、先程の 87 番と同様に非農地扱いしてほしいとのことです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 88 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 88 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件が原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>26 ページをお開きください。議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 89 番と 90 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>28 ページをお開きください。受付番号は 89 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 51 歳の方です。申請地が、南郷神門字仮屋小田ノ原、畑 1 筆、133 m²であります。申請理由は、申請地は山林に隣接しており日当たりも悪く、耕作条件の非常に悪い農地であったため、60 年ほど前に耕作するのをやめ杉を植林した。農業</p>

委員の指摘により無断転用が判明したため、今回の追認申請になりました。転用後の用途は山林。転用の時期は、昭和 37 年頃となります。29 ページが地籍集成図で、申請地の西側は山林、東側は宅地になり、周辺に隣接する農地はありません。30 ページが始末書、31 ページが現況写真になります。本件は、農業公共投資のされていない農地で、隣接する農地もなく、始末書も添付されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

9 番、中谷です。ただ今の事務局の説明のとおりです。60 年ほど前に植林したということで、立派な杉になっております。周りも全部山林で、転用しても問題ないと思います。ただ、農地として今まで残っていたことが問題であります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 89 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 89 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 90 番の説明をお願いします。

事務局員

32 ページをお開きください。受付番号は 90 番です。申請人が、美郷町西郷田代の 57 歳の方です。申請地は、西郷田代字水ノ元、田 1 筆、265 m²であります。申請理由は、今回息子夫婦との同居に伴い、自宅に十分な駐車場用地がなく不便なため、隣接する当該農用地に駐車場を整備し、駐車場不足を解消し利便性を確保したいということであります。本件については、7 月の総会時に農業振興地域の除外をご審議いただいた案件になります。転用後の用途は、駐車場用地。転用の時期は、許可後の令和 5 年 11 月 1 日着手、年度内の令和 6 年 3 月 31 日完了予定となっております。33 ページが地籍集成図、34 ページが利用計画図、35 ページが現況写真になります。本件は、農業公共投資のされていない狭小な農地であります。土地の利用計画図等の内容から判断し、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

小野委員

6 番、小野です。事務局の説明のとおりです。長男夫婦の住宅建築に伴う駐車

場確保のための申請となります。農振除外も行われていますし、何の問題もないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 90 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 90 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

36 ページをお開きください。議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 91 番から 94 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

38 ページをお開きください。受付番号 91 番から 94 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷水清谷の 49 歳の方です。今回の案件は、宮崎県農業振興公社を經由して利用権設定を行います。

受付番号 91 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 63 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷神門字小路前田他、田 8 筆、5,023 m²であります。

受付番号 92 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 90 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷神門字黒草他、田 3 筆、2,082 m²であります。

受付番号 93 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 80 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷神門字竹原田、田 2 筆、933 m²であります。

受付番号 94 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 57 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷神門字竹原田、田 1 筆、1,009 m²であります。合計 14 筆、9,047 m²になります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 39,255 m²。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。利用権設定区分は新規です。39 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

9番、中谷です。本案件は、公社を経由して農地を集積するものです。決定を受ける者は認定農業者で、約10町ほど耕作しています。まだ若く家族とともに頑張っております。91番の利用権を設定する者は、今年ご主人を亡くし息子さんたちも近くにいないため、自身で管理することができず頼むしかないと言っておりました。92番・93番・94番は、以前から設定を受ける者が耕作していました。今回新たに設定し直したということです。認定農業者として、まだまだ面積を増やしていける状態ではないかと思っております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号91番から94番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

若杉委員、どうぞ。

若杉委員

4番、若杉です。契約に関しては何も問題はないのですが、1つ事務局にお尋ねします。92番だけ反当りの対価が多いようです。設定を受ける者と各個人が話し合いで設定するので問題はないのですが、事務局は内容を確認するのでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

はい。92番に関しましては、自分の方が聞き取りをしております。92番の利用権を設定する者が、まだ自身で畔の草刈り等をしているということで、他より多い対価となっております。以上です。

議長

今の説明でわかりましたか。

若杉委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号91番から94番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、報告第 15 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。
事務局の提案理由説明を求めます。

局長

40 ページをお開きください。報告第 15 号、農地の賃貸借合意解約書について、
農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 9 月 28 日提出、
美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

41 ページをお開きください。先程受付番号 86 番で承認いただきました案件の、
以前の契約の合意解約になります。令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、
農地法第 3 条の賃貸借契約が成されておりましたが、一度解約して、新たに賃借
料の更新で契約をやり直すものです。本件については、農地法上何の問題もあり
ませんので、届出を受理したことをご報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第 16 号、相続等による権利移動についてを上程いたします。
事務局の提案理由説明を求めます。

局長

42 ページをお開きください。報告第 16 号、相続等による権利移動について。
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出があったので報告する。令和 5
年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたし
ます。

事務局員

43 ページをお開きください。届出者は日向市の方です。南郷神門の農地 5 筆で
すが、平成 2 年 2 月 22 日に相続を受けたことを報告いたします。今回相続を受け
た土地ですが、誰か買い手がいないだろうかと相談を受けております。本件は、
農地法第 3 条の 3 の規定により、届出を受理しましたので報告いたします。以上
です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。
以上を持ちまして、令和 5 年第 9 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 富井 保徳

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

